

平成28年11月22日（火曜日）午後1時開会

○林芳正委員長

ただいまから環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を開会いたします。

○林芳正委員長

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案件を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮沢由佳

民進党・新緑風会の宮沢由佳でございます。

初めに、今朝の福島県沖の地震によりけがをされた方、避難された方々に心からお見舞いを申し上げます。

では、食の安全について質問させていただきます。今、インターネット中継を見ている海外の方も含めた消費者の代弁者としてここに立たせていただいております。

生きることは食べること、食べることは生きること、食べるものによって私たちの体も心もつくられていきます。特に、赤ちゃんや育ち盛りの子供たちに安心、安全なものを食べさせたいと思う気持ちは子供の幸せな成長を願っている人たちの共通な思いであり、万国共通な願いです。

特に、日本には四季折々の旬な食材が豊かであり、日本食ブームも手伝って世界中から注目されています。日本は治安もいいし食も安全だと言っただき、海外からの評価がとても高いことは大変うれしいことです。しかし一方で、TPPの発効によって関税が撤廃され、世界中から様々な食品が大量に輸入されるようになると、日本の食の安全が保たれないのではないかと不安になる声があるというのも事実です。

資料の一を御覧ください。

これは食の安全に関する全国意識調査の結果ですが、食品の安全性についての不安を感じているかと聞いたところ、非常に不安であるが二四%、やや不安であるが五二%、四人に三人の人が不安を感じています。補足しますと、不安を感じる点として最も多かったのは生産地、原産地、つまり国産か輸入品かなどに関することが六二・一%で、次いで食品添加物、残留農薬、食品衛生、品質管理、食品表示などが並んでいました。ここからは、日本人の食品への意識の高さがうかがえると思います。

また、輸入食品について聞いたところ、資料の右側ですね、輸入食品について聞いたところ、非常に不安であるが四二・三%、やや不安である、四四・六%と、不安を感じる人が九割を占め、輸入食品への不安が強いことが分かります。こちらも補足しますと、生産地や生産国を意識して購入する食品としては、肉類六八%が最も高く、

野菜、魚介類と生鮮食品が上位を占めます。

また、資料の二を御覧ください。

食品の安全性の保証について組織や人がどの程度信頼できると思うかと尋ねたところ、信頼感、個々の農家が八割を超え、最も高い。次いで、生産者団体、消費者団体となり、どちらかといえば信頼できないと信頼できない合計が過半数を占めたのは、政府や役所、外食産業、輸入業者で、特に輸入業者に対する信頼度は極めて低いです。つまり、これは、顔が見えることが食の安心につながり、顔が見えにくい海外からの輸入に対しては不安が高くなるということがうかがえます。

そこで、我が国では、輸出入のバランスを保ちながら、国産食品も輸入食品も安心、安全を確保した上で、国民の食の安全性に対する不安を払拭するために情報を国民にしっかりと伝えていかなければなりません。

そこで、農水大臣に質問させていただきます。TPPの発効後、五年後、十年後の輸入牛肉量の試算はどうなっているのでしょうか。

○山本有二農林水産大臣

今現在の国内生産量が三十五万四千トンで、輸入量が五十三万六千トンでございます。そういう中で、TPP交渉の結果、牛肉につきましては、関税撤廃ではなく、十六年目に最終税率九%として長期にわたる関税削減期間を確保させていただきました。

また、国内産の牛肉、和牛、交雑種、乳用種のうち和牛、交雑種牛肉は、品質、価格面で輸入牛肉と差別化されておりまして、競合の度合いは小さいと見込まれております。

また、十六年という先ほど申し上げました長期の関税削減期間におきまして、国内の農家の体質強化対策などを活用することによりまして国内牛肉の競争力の向上が見込まれております。我が国以外の牛肉の需要が急激に現在伸びておりまして、他の輸入国との買い付け競争も激しくなる可能性もございます等々、当面輸入の急増は見込み難いと考えておるところでございます。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。

では、五年後、十年後、輸入牛肉量は今と変わらないということによろしいですか。

○山本有二農林水産大臣

TPP発効後におきまして、G-TAPモデルというそういう計算方式を取りますと、輸入量も増えますが輸出量も増えるという意味におきましては、この輸入量が増加するという事は十分考えられるところでございます。

○林芳正委員長

宮沢君、指名を待って御発言ください。

○宮沢由佳君

申し訳ありませんでした。

私の手元にある試算ですと、余り輸入量が増えないというものもありますので、輸入量が同じともし仮定をするとすると、日本の人口が減っていきますので、国産牛肉の生産量が減っていくのではないかという心配があるんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○山本有二農林水産大臣

逆に、いろんな物の考え方がございますけれども、輸入の価格水準がかなり高騰するように予測される向きもございます。その意味におきましては、国内産牛肉の需要がかえって増える、そして輸入が減るといようなケースもかなりの度合いで蓋然性があるように思っております。

○宮沢由佳君

農水省が出されている「TPPに関する疑問にお答えします」という資料の中で、ここ十年間で中国の牛肉輸入が七十八倍増え、アジア地域では二・七倍急増し、二〇一四年では我が国と中国で世界の輸入の三割を占めているという状況だと書いてあります。このように、我が国以外の牛肉需要が急激に伸び、いつまでも我が国が思うままに牛肉を輸入できる環境になく、買い負けが起きる可能性が高いため、国内生産をしっかりと振興することが重要だと書いてあります。

このことに関してお答えをお願いします。

○山本有二農林水産大臣

この委員の御指摘は、アメリカの農務省の牛肉需給予測に基づいたものだというように拝察いたします。

まず、それによりますと、二〇〇四年の牛肉輸入量につきましては、中国は一万トン、アジア地域が八十三万トンでございました。十年後の二〇一四年に中国の牛肉輸入は七十八万トン、おっしゃるような八十倍に急増しております。アジア地域でも二・六倍、二百十四万トンとなっております。この農務省は、更に十年後、二〇二四年の予測もしております、中国の牛肉輸入は更に倍、百五十一万トンに達しております、アジア地域も一・六倍の三百三十四万トンに達すると見込まれております。

一方、日本の牛肉輸入量は、二〇〇四年は四十五万トンでございまして、十年後の二〇一四年は五十二万トンとほぼ横ばいでございます。

今後、中国等の牛肉輸入が更に伸びると予測される中、輸入商社などの関係者からも、いつまでも我が国が思うように牛肉を輸入できる環境にはない、買い負けを懸念する声も多いわけでございます。こうした状況を踏まえ、世界の牛肉市場の状況を注

視するとともに、体質強化対策等を通じて国内生産をしっかりと振興することが重要だと考えておるところでございます。

○宮沢由佳君

国内生産をしっかりと振興すること、国内産の牛肉をしっかりと増やしていくこと、これが大切だという御答弁をいただきました。

では、次の質問をさせていただきます。肥育ホルモンについてです。

肉牛を育てるときに通常よりも短期間で体を大きくするために使用されている動物医薬品である肥育ホルモンは、日本では使われることがないため、国産牛肉には使用されておらず、主にアメリカ、オーストラリアからの輸入肉に使用されていると言われています。

松本大臣は以前の答弁の中で、消費者の不安に対して、消費者の不安を払拭し、安心を確保していくためには、我が国においてどのようにして輸入牛肉の安全性が確保されているか、動物用医薬品の残留基準や輸入牛肉の検査体制がどのような考え方で定められ、実施されているかなどについて丁寧に説明していかなければなりません、関係省庁の、具体的な懸念に応じて分かりやすく情報を発信するよう、不断の努力を重ねてまいりますとお答えになっていますが、そもそも、その動物医薬品である肥育ホルモンについて国民がどのくらいこの情報を得ていると思われるでしょうか。消費者担当大臣、厚生労働大臣にお伺いいたします。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

御指摘の一般国民が肥育ホルモンについて認知されている割合については、関係府省庁のいずれにおいても把握していないと承知をしております。

○塩崎恭久厚生労働大臣

御指摘の肥育ホルモン、これ大体六種類ぐらいあるわけでございますけれども、国民がどの程度認知をされているのかということについて私ども厚労省として把握をしているわけではございませんが、厚労省においてどういう扱いをしているのかということを示し上げれば、食品の安全性を確保するために、まず、松本大臣の所管でございます食品安全委員会、ここによるリスク評価などの科学的知見を踏まえて、厚労省の薬事・食品衛生審議会の審議を経て、人の健康に悪影響を及ぼさないことを確認をして、動物用医薬品である肥育ホルモンやそれから農薬などの食品中の残留基準というのを定めております。

この残留基準の設定に当たっては、従来から、食品安全委員会や今の薬事・食品衛生審議会における審議の公開、国民に向けての公開、それから議事録や資料のホームページでの公表など、透明性の確保に私どもとしては努めているところでございます。

また、御指摘の肥育ホルモンを始め国民の皆様方の食の安全に関する不安を解消するために、厚生労働省ホームページに食の安全に関するQアンドAというのを掲載を

しておりますが、ここの内容の充実を図って国民の皆様方に少しでも知っていただくというふうを考えております。

○宮沢由佳君

私の周りの子育て中の母親、友人などに聞いたところ、ほとんどの方が肥育ホルモンについて知りませんでした。そこで、私が肥育ホルモンについてその安全性も併せて説明したところ、こんな感想が聞かれました。えっ、じゃ、知らない間に食べているってこと、それはおかしい、幾ら安全だからといって知らない間に食べさせられているというのは納得いかない、医薬品を使用しているのならそれを選択する権利があるでしょうなど、いろいろな意見がありました。これはごく普通の意見だと思います。つまり、知らないことによる不安、説明不足による混乱があるということです。

そこで、消費者担当大臣に質問いたします。輸入牛肉の中で肥育ホルモンが利用されている確率、割合を教えてください。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

御指摘の輸入牛肉の中で肥育ホルモンが利用されている確率についてでございますが、牛肉の輸入検疫を担当している厚生労働省においても、輸入時の届出事項としておらず、把握していないと承知しております。

○宮沢由佳君

スーパーで国産牛肉がたくさん並んでいるので輸入肉は少ないと思っている人が多いかもしれませんが、実際には、日本国内で消費されている牛肉の国産の割合は約四〇%、つまり六〇%が輸入。では、どこでその輸入肉が多く消費されているかといえば、それは外食、例えばレストランなど、そして中食、チュウショクとも言いますが、つまりコンビニ、スーパーのお総菜などと思われます。

そこでお聞きします。外食、中食で肥育ホルモンが使用された肉を食べる確率はどれくらいでしょうか。消費者担当大臣にお伺いします。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

肥育ホルモンは、現在のところ、国内流通では輸入された肉にしか使用されておりませんが、輸入牛肉の中で肥育ホルモンが使用されている率が把握されていないことから、御指摘の外食、中食で肥育ホルモンが使用された肉を食べる確率も把握できないと承知しております。

○宮沢由佳君

済みませんでした、無理な質問をさせていただいたかもしれません。

実は、この質問をさせていただいたことには訳があるんです。聞いていただきたいと思っております。

実は、私にはEUに住んでいる日本人の友人がいます。今、ネットで見ています。仕事の関係で彼女は一年間に四、五回日本へ帰ってきます。先日、肥育ホルモンが話題となり、彼女が私にこう言いました。海外に出たときはある程度仕方がないと諦める人が多いかもしれない。でも、EUにいれば肥育ホルモンで育った肉は少なくとも食べませんから、つまり機会がありませんから。EUは肥育ホルモンを使用した肉を作ること輸入することも禁止されています。EUにいれば肥育ホルモンで育った肉は少なくとも食べませんから、つまり機会がありませんから、日本へ行ってそれを実は食しているという可能性があるのは嫌です。日本はオリンピックまでに食の安全性とその表示義務についても考え直す必要があるのではないのでしょうか。

彼女を含め、肥育ホルモンの使用も輸入も禁止されている国から日本へ来る多くの方々にどんな説明をされるのか、お伺いします。そもそも、なぜ日本は肥育ホルモンを使用した肉を輸入しているのか、厚生労働大臣にお伺いします。

○塩崎恭久厚生労働大臣

国内で使用されていないにもかかわらず海外で使用されている肥育ホルモンなど動物用の医薬品や農薬などにつきましては、食品中の残留基準を設定をいたしまして、その基準の範囲内で輸入を認めているわけでございます。

これは、我が国では、従来、残留基準が設定をされていなかった動物用医薬品などにつきまして、食品中の残留の程度にかかわらず、かつては輸入を認めておりましたけれども、平成十八年に新たな制度を導入をいたしました。これは、いわゆるポジティブリスト化をするという、ポジティブリストに変わったわけでございまして、原則全ての動物用医薬品などに残留基準を設定をして規制を強化をしたことによるものでございます。これによって、国内ではニーズがなく使用されていない動物用医薬品や農薬などについても、海外で使用されている場合には科学的に安全と認められる残留基準を設定するとともに、これを超える輸入食品の流通を禁止をし、安全性を確保するという形を取っているわけでございます。

我が国では、肥育ホルモンが使用された牛肉について、科学的な根拠に基づいて、人の健康に悪影響を与えることのない量として国際的なリスク評価機関JECFAが定める一日当たり摂取許容量を下回る範囲内で肥育ホルモンの残留基準を設定をいたしまして、その基準を超える食品の輸入、販売を禁止をしているということから、食品の安全性は確保されているものと考えているところでございます。

○宮沢由佳君

では、なぜEUは肥育ホルモンの使用も輸入も禁止しているのでしょうか。厚生労働大臣にお伺いします。

○塩崎恭久厚生労働大臣

なぜEUが肥育ホルモンの使用も、あるいは肥育ホルモンを使った肉の輸入も禁止

しているのかと、こういう御質問でございましたが、EUにおきましては、肥育ホルモンについては、人への健康影響の有無について、現状では安全性を評価するためのデータなどが不十分であり評価を行うことができないという独自の主張で肥育ホルモンの使用及び肥育ホルモンを使用した肉の輸入を禁止しているというふうに承知をしております。

なお、EUの肥育ホルモンの輸入禁止措置は、過去に米国がWTOにEUを提訴をいたしました。その結果、科学的根拠に裏付けられた措置ではないとしましてEUは敗訴をいたしまして、その結果、報復関税措置などを課せられたと承知をしております。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。

私が紹介しようと思ったことを言っていました。そして、課税が課せられた上で、EUはアメリカにホルモンフリーの牛肉を輸入するということで、アメリカからホルモンフリーの牛肉を輸入しています。つまり、アメリカは分けて、肥育ホルモンを使った肉と、そしてホルモンフリーの肉を相手国によって差別化して輸出しているわけですね。

では、次の質問です。我が国が一番多く牛肉を輸入している国、オーストラリアが牛肉を輸出している主な国を教えてください。

○山本有二農林水産大臣

二〇一五年のオーストラリアの牛肉輸出量は世界一位、百三十一万七千トンとなっております。輸出相手国は、第一位がアメリカでシェアは三二%、二位が日本でシェアは二一%、三位が韓国でシェアは一四%、四位が中国、香港でシェアは一二%、五位がEUでシェアは一〇%でございます。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。

では、日本が牛肉を輸入している二番目の国、アメリカが牛肉を輸出している主な国を教えてください。

○山本有二農林水産大臣

二〇一五年のアメリカの牛肉輸出量は世界第四位で、七十一万四千トンでございます。主な輸出相手国は、第一位が日本でシェアは二四%、二位がメキシコでシェアは一六%、三位がカナダでシェアは一四%、四位が韓国でシェアは同じく一四%、五位が中国でシェアは同じく一四%、EUにつきましてはシェアは二%でございます。

○宮沢由佳君

御丁寧にありがとうございます。

では、肥育ホルモンの使用を禁止している国、輸入を禁止している国を教えてください。

○塩崎恭久厚生労働大臣

まず、御指摘の肥育ホルモンの使用につきましては、現在把握している限りでは、EU各国、それから中国、ロシアにおいて使用が禁止されていると承知をしております。また、肥育ホルモンが使用された牛肉の輸入については、現在把握している限りでは、EU各国、中国において輸入が禁止されているものと承知をしております。ロシアにつきましては不明でございます。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。

では、資料の三を御覧ください。

我が国が牛肉を多く輸入しているアメリカもオーストラリアも、肥育ホルモンを禁止しているEUや中国にはそれにきちんと対応して肥育ホルモンを使用していないホルモンプリーの牛肉を生産して輸出しています。ロシアも肥育ホルモンの使用を禁止しています。アメリカとブラジルの業者は生産ラインを国内向けとロシア向けに分けることでロシアの輸出を許可されています。

日本もきっぱりとホルモンプリーの牛肉を輸出するようにアメリカやオーストラリアに対して強い姿勢で要求するべきじゃないでしょうか。日本がホルモンプリーの肉を要求することはそういった生産を伸ばすことになります。また、日本国内の輸入肉は不安だというイメージを払拭することになるのではないのでしょうか。

次の質問です。海外から日本への観光客数と、そのうち肥育ホルモンを禁止しているEU、中国、ロシアからの観光客数を教えてください。

○瓦林康人観光庁審議官

お答え申し上げます。

EU加盟国からの訪日旅行者数の合計は、二〇一五年で百十一万人となっております。中国からの訪日旅行者数、二〇一五年で四百九十九万人でございます。ロシアからは二〇一五年で五万人となっております。これらの国・地域、合計いたしますと、二〇一五年で六百十六万人となっております。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。

私の手元にある安倍内閣三年間の成果という、新たな数値目標という中で、訪日外国人の旅行者数、二〇二〇年四千万人目標というふうにも掲げられています。

先ほど、私の友人のように肥育ホルモンの使用も輸入も認められていない国から日

本へ来てくださる方々が、日本へ来ることで肥育ホルモン使用の肉を口にできる可能性があるというのは、最初に述べた日本食は安心だというイメージを壊すことになるのではないのでしょうか。オリンピックでも、これから海外から多くの観光客が来日します。食の安全の見地から、その表示をしっかりと行うべきではないのでしょうか。消費者担当大臣、TPP担当大臣、御意見をお聞かせ願います。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

我が国においては、大きく二つの考え方があります。一つは、厚労大臣から御説明があったように、日本で販売、流通をされている食品に関しては安全性が確保、担保されているということが一つと、もう一つは、例えば表示について言えば、どのようにそれを証明するかということについて、その罰則が付いてのいろいろの制度がつけられているという一面もあります。

また、肉につきましては、ホルモンそのものが十分な日数で代謝されて体外に出してしまうということなどから、これは測ることができないということで、そのホルモンを使った、あるいは使っていないということがいずれも証明できないというような流れになっているところであります。それで、そのために、我が国の国内流通をしている食品、また海外から入ってきている牛肉につきましてもその安全性は十分担保されているという流れの中から進んでおります。

また、御心配をされている御友人の皆さんが海外から来られて、ホルモンの入っていないものが食したいというような御要望に対しては、ホルモンフリーということに対しての対応というのは、肥育ホルモンを使用した輸入牛肉を避けたいという消費者のニーズを踏まえて、肥育ホルモン使用をしていないという表示を行うことは現行の仕組みにおいても企業の任意で取り組めるものであります。したがって、肥育ホルモンの使用の有無について企業が情報を得ていれば積極的に表示がなされるものと考えているところでございます。

○石原伸晃TPP担当大臣

TPPの下でも食の安全ということは全く同じでございますので、委員のような御懸念に答えられるようにしっかりと、松本大臣を中心に、この科学的な問題を解明して答えられるようにしていくことが肝要であると考えております。

○宮沢由佳君

消費者の間では、肥育ホルモンなどを使用せずに育てたオーガニックな食肉へのニーズも高まっています。その動きに応じて、アメリカ農務省からオーガニックの認証を得た小規模な農場も三千から一万三千に達したという情報もあります。また、アメリカではオーガニックスーパーが非常に伸びています。日本でも同じです。日本のあるこだわり商品を置いているスーパーマーケットは、ここ十年間に店舗数が三倍になりました。生産から販売までの独自の安全基準を設定しています。それだけ国民が安

心、安全なものを求めているということです。

しかし、オーガニック商品は決して安くはありません。誰もが購入できる価格ではありませんので、富裕層だけがオーガニック食品を手に入れることができ、生活に余裕がない人が購入できないのは、そこに格差が生じてしまうと思います。食の格差ができる、また安心、安全の格差ができるということはとても不安になります。

TPP発効は、今だけ、金だけということでは困るんですね。子供たちの未来への約束がなければならないと思うんです。十年後、二十年後、今の赤ちゃんたちが大人になるときに日本の食の安全と安心を残す、そのことが私たち大人の義務だと思います。何を残して何を残さないのか、子供たちへの未来のビジョンを示す必要があります。

TPPにはISDS条項があり、食品の表示に関しても、その表示が障壁だということになれば表示そのものができなくなる可能性があります。アメリカでは、牛肉の国産表示が貿易障壁に当たるとして原産国表示が禁止されてしまいました。TPPは生きている協定とも言われているように、その発効当時よりも企業に有利に働くように変化していく仕掛けがあります。それならば、せめて発効前に、日本の消費者の利益が尊重される最大限の努力を今すぐにやるべきではないでしょうか。

消費者担当大臣、TPP担当大臣、御所見をお願いいたします。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

消費者の食に対する不安というものを取り去っていくというのは大変大きな仕事でありまして、懸命にそれには取り組んでまいりたいと思います。

何よりも、この国内で今流通している食品については間違いなく安全であると、また安全なものでなければ流通していないという今実態にあります。また、WTOなどでその基準が決められておりますが、これがTPPによって変化させられるというものではないと承知をしております。

○石原伸晃TPP担当大臣

いずれにいたしましても、委員からの御指摘のとおり、海外からのお客様に対しても日本における食の安全と安心というものを確保すべきという点においては委員と全く同じ考えでございます。消費者庁の松本大臣の総合調整の下で関係府省が連携して国民の食の安全に万全を期していかなくてはならないというふうに考えております。

○宮沢由佳君

世界の多くの国が禁止している肥育ホルモン使用の肉をやすやすと受け入れている今の現状を皆さんはどう思うでしょうか。

ホルモンフリーの肉や、さらに高品質のものを輸入するんだという強い姿勢を取ることはできないのでしょうか。農水大臣にお伺いします。

○山本有二農林水産大臣

食の安全を確保することは、まずは食品の安全担当である厚労大臣のお考えでございます。また、禁止農薬を使っておる場合は、我が国で植物防疫、動物防疫でこれを阻止する水際作戦がございます。そのような意味におきまして、我が国の食あるいは農産物の安全、多方面から、いろんな角度から考えていく必要があります。

その意味において、先生御指摘のホルモンフリー、やがては日本の食の選択、国民の食を選択するその考え方の下に、そういう輸出、輸入というような考え方の下に規制をするということも私はあり得る話ではないかなというように考えております。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。規制をしていただけるという可能性を感じました。大変うれしいことでございます。

資料の三をもう一度御覧ください。

この資料の三、オーストラリアやアメリカが肥育ホルモンを使っていないホルモンフリーの牛肉をEUにも中国にも輸出しているという現実、ここに日本を入れていただきたい、これを強く要求します。

そして、そのオーストラリアから中国へ輸出しているホルモンフリー牛肉の下にブランド牛肉というふうに書いてございますが、キロ二万円のブランド牛肉を今中国の方々が競って購入されているというふうに資料にありました。こういったものを日本でもどどん力を入れて生産し、そしてその肉を輸出していく、こういったことは先ほど大臣の御説明にも、しっかりと力を入れてやっていくというふうに言っていただきました。私自身、消費者の一人でありますから、やはりきちんと目で見て、そして選ぶ選択の自由をいただきたいというふうに思います。

最後に、もう一つ質問をさせていただきたいと思っております。

私は、このEUの友達、この人だけではなくて、たくさんの禁止国に友達があります。その禁止国の友達が日本へやってきたときに、できれば肥育ホルモンを使用した肉を食べたくないといったときに、大臣はどんなふうにお友達に説明なさいますか。農水大臣と消費者担当大臣、お願いいたします。

○山本有二農林水産大臣

我が国の食の安全は、まず厚労省でしっかりと精査をしております。その意味において安全ということでございますが、やはり食物というのは個人個人の嗜好や食味や、そのほかいろんな価値観がございます。

そういうような考え方の下に、我が国におけるそういう選択がEUと違っているというように説明をし、かつまた、これが世界的基準になるのか、あるいは肥育ホルモンが全く身体に無害で何の科学的な根拠もなかったのかというようなことを解明しつつ、そして、それが今この現状ではまだ判明していないというような説明以上は私

の方ではできかねるわけですが、何らか、日本に滞在していただいで安心していただきたいという願いは同じでございます。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

今お話にありましたように、友人が訪ねてきて肉を食べたいという話になったときに、我が国はいずれも安全である、いずれを選択しても大丈夫だという考え方でごちそうさせたいと思います。

○宮沢由佳君

今私が聞いた質問は、肥育ホルモン禁止国から友達が来た場合を聞いています。私の友人も現に、知らない間に食べているのは嫌だというふうに言っています。ですから、そういった友達に対してアドバイスをお願いいたします。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

基本的な、いずれも安全という前提ではありますが、消費者の求めに応じて肥育ホルモンを使用した牛肉を避けて、そして肥育ホルモンを使用していないものを食したいということであれば、現行の仕組みの中でも、企業の任意でございますが、肥育ホルモンの使用の有無について企業が情報を得ていれば積極的にホルモンフリーの表示というものができるという状況にありますので、そういったものを選んであげることができるということになると思います。

○宮沢由佳君

高級な国産牛を食べられる人ばかりではないということ、それから、海外から日本に来る方は、多くのバックパッカーと呼ばれる方々がいます。旅費をなるべく節約して、そして安価な宿泊所に泊まって、そして日本人の一般が食べているものを一緒に食べたいという方がいっぱいいます。そういう方々にしっかりと私は安全を保障できるように肥育ホルモンの使われていない肉を輸入していただきたいと思います。

私は、海外から来てくださる方々に、日本で食べるものは世界で禁止されているものは一つも入っていないという国にしたいと思います。日本は治安もいいし食も安全だと世界から言われるような基準、表示をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

平成 28 年 11 月 22 日（火曜日）午後一時開会

○林芳正委員長

ただいまから環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を開会いたします。

○林芳正委員長

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案件を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮沢由佳

民進党・新緑風会の宮沢由佳でございます。

初めに、今朝の福島県沖の地震によりけがをされた方、避難された方々に心からお見舞いを申し上げます。

では、食の安全について質問させていただきます。今、インターネット中継を見ている海外の方も含めた消費者の代弁者としてここに立たせていただいております。

生きることは食べること、食べることは生きること、食べるものによって私たちの体も心もつくられていきます。特に、赤ちゃんや育ち盛りの子供たちに安心、安全なものを食べさせたいと思う気持ちは子供の幸せな成長を願っている人たちの共通な思いであり、万国共通な願いです。

特に、日本には四季折々の旬な食材が豊かであり、日本食ブームも手伝って世界中から注目されています。日本は治安もいいし食も安全だと言っていたら、海外からの評価がとても高いことは大変うれしいことです。しかし一方で、TPPの発効によって関税が撤廃され、世界中から様々な食品が大量に輸入されるようになると、日本の食の安全が保たれないのではないかと不安になる声があるというのも事実です。

資料の1を御覧ください。

これは食の安全に関する全国意識調査の結果ですが、食品の安全性についての不安を感じているかと聞いたところ、非常に不安であるが24%、やや不安であるが52%、四人に三人の人が不安を感じています。補足しますと、不安を感じる点として最も多かったのは生産地、原産地、つまり国産か輸入品かなどに関するところが62.1%で、次いで食品添加物、残留農薬、食品衛生、品質管理、食品表示などが並んでいました。ここからは、日本人の食品への意識の高さがうかがえると思います。

また、輸入食品について聞いたところ、資料の右側ですね、輸入食品について聞いたところ、非常に不安であるが42.3%、やや不安である、44.6%と、不安を感じる人が9割を占め、輸入食品への不安が強いことが分かります。こちらも補足しますと、生産地や生産国を意識して購入する食品としては、肉類68%が最も高く、野菜、魚介

類と生鮮食品が上位を占めます。

また、資料の2を御覧ください。

食品の安全性の保証について組織や人がどの程度信頼できると思うかと尋ねたところ、信頼感は、個々の農家が8割を超え、最も高い。次いで、生産者団体、消費者団体となり、どちらかといえば信頼できないと信頼できない合計が過半数を占めたのは、政府や役所、外食産業、輸入業者で、特に輸入業者に対する信頼度は極めて低いです。つまり、これは、顔が見えることが食の安心につながり、顔が見えにくい海外からの輸入に対しては不安が高くなるということがうかがえます。

そこで、我が国では、輸出入のバランスを保ちながら、国産食品も輸入食品も安心、安全を確保した上で、国民の食の安全性に対する不安を払拭するために情報を国民にしっかりと伝えていかなければなりません。

そこで、農水大臣に質問させていただきます。TPPの発効後、5年後、10年後の輸入牛肉量の試算はどうなっているのでしょうか。

○山本有二農林水産大臣

今現在の国内生産量が35万4千トンで、輸入量が53万6千トンでございます。そういう中で、TPP交渉の結果、牛肉につきましては、関税撤廃ではなく、16年目に最終税率9%として長期にわたる関税削減期間を確保させていただきました。

また、国内産の牛肉、和牛、交雑種、乳用種のうち和牛、交雑種牛肉は、品質、価格面で輸入牛肉と差別化されておりまして、競合の度合いは小さいと見込まれております。

また、16年という先ほど申し上げました長期の関税削減期間におきまして、国内の農家の体質強化対策などを活用することによりまして国内牛肉の競争力の向上が見込まれております。我が国以外の牛肉の需要が急激に現在伸びておりまして、他の輸入国との買い付け競争も激しくなる可能性もございます等々、当面輸入の急増は見込み難いと考えておるところでございます。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。

では、5年後、10年後、輸入牛肉量は今と変わらないということによろしいですか。

○山本有二農林水産大臣

TPP発効後におきまして、G-TAPモデルというそういう計算方式を取りますと、輸入量も増えますが輸出量も増えるという意味におきましては、この輸入量が増加するという事は十分考えられるところでございます。

○林芳正委員長

宮沢君、指名を待って御発言ください。

○宮沢由佳君

申し訳ありませんでした。

私の手元にある試算ですと、余り輸入量が増えないというものもありますので、輸入量が同じともし仮定をすると、日本の人口が減っていきますので、国産牛肉の生産量が減っていくのではないかという心配があるんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○山本有二農林水産大臣

逆に、いろんな物の考え方がございますけれども、輸入の価格水準がかなり高騰するように予測される向きもございます。その意味におきましては、国内産牛肉の需要がかえって増える、そして輸入が減るといようなケースもかなりの度合いで蓋然性があるように思っております。

○宮沢由佳君

農水省が出されている「TPPに関する疑問にお答えします」という資料の中で、ここ10年間で中国の牛肉輸入が78倍増え、アジア地域では2.7倍急増し、2014年には我が国と中国で世界の輸入の3割を占めているという状況だと書いてあります。このように、我が国以外の牛肉需要が急激に伸び、いつまでも我が国が思うままに牛肉を輸入できる環境になく、買い負けが起きる可能性が高いため、国内生産をしっかりと振興することが重要だと書いてあります。

このことに関してお答えをお願いします。

○山本有二農林水産大臣

この委員の御指摘は、アメリカの農務省の牛肉需給予測に基づいたものだというように拝察いたします。

まず、それによりますと、2004年の牛肉輸入量につきましては、中国は1万トン、アジア地域が83万トンでございました。10年後の2014年に中国の牛肉輸入は78万トン、おっしゃるように80倍に急増しております。アジア地域でも2.6倍、214万トンとなっております。この農務省は、更に10年後、2024年の予測もしております、中国の牛肉輸入は更に倍、151万トンに達しております、アジア地域も1.6倍の334万トンに達すると見込まれております。

一方、日本の牛肉輸入量は、2004年は45万トンでございまして、10年後の2014年は52万トンとほぼ横ばいでございます。

今後、中国等の牛肉輸入が更に伸びると予測される中、輸入商社などの関係者からも、いつまでも我が国が思うように牛肉を輸入できる環境にはない、買い負けを懸念する声も多いわけでございます。こうした状況を踏まえ、世界の牛肉市場の状況を注視するとともに、体質強化対策等を通じて国内生産をしっかりと振興することが重要

だと考えておるところでございます。

○宮沢由佳君

国内生産をしっかりと振興すること、国内産の牛肉をしっかりと増やしていくこと、これが大切だという御答弁をいただきました。

では、次の質問をさせていただきます。肥育ホルモンについてです。

肉牛を育てるときに通常よりも短期間で体を大きくするために使用されている動物医薬品である肥育ホルモンは、日本では使われることがないため、国産牛肉には使用されておらず、主にアメリカ、オーストラリアからの輸入肉に使用されていると言われています。

松本大臣は以前の答弁の中で、消費者の不安に対して、消費者の不安を払拭し、安心を確保していくためには、我が国においてどのようにして輸入牛肉の安全性が確保されているか、動物用医薬品の残留基準や輸入牛肉の検査体制がどのような考え方で定められ、実施されているかなどについて丁寧に説明していかなければなりません、関係省庁の、具体的な懸念に応じて分かりやすく情報を発信するよう、不断の努力を重ねてまいりますとお答えになっていますが、そもそも、その動物医薬品である肥育ホルモンについて国民がどのくらいこの情報を得ていると思われるでしょうか。消費者担当大臣、厚生労働大臣にお伺いいたします。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

御指摘の一般国民が肥育ホルモンについて認知されている割合については、関係府省庁のいずれにおいても把握していないと承知をしております。

○塩崎恭久厚生労働大臣

御指摘の肥育ホルモン、これ大体六種類ぐらいあるわけでございますけれども、国民がどの程度認知をされているのかということについて私ども厚労省として把握をしているわけではございませんが、厚労省においてどういう扱いをしているのかということを示し上げれば、食品の安全性を確保するために、まず、松本大臣の所管でございます食品安全委員会、ここによるリスク評価などの科学的知見を踏まえて、厚労省の薬事・食品衛生審議会の審議を経て、人の健康に悪影響を及ぼさないことを確認をして、動物用医薬品である肥育ホルモンやそれから農薬などの食品中の残留基準というのを定めております。

この残留基準の設定に当たっては、従来から、食品安全委員会や今の薬事・食品衛生審議会における審議の公開、国民に向けての公開、それから議事録や資料のホームページでの公表など、透明性の確保に私どもとしては努めているところでございます。

また、御指摘の肥育ホルモンを始め国民の皆様方の食の安全に関する不安を解消するために、厚生労働省ホームページに食の安全に関するＱアンドＡというのを掲載しておりますが、ここの内容の充実を図って国民の皆様方に少しでも知っていただ

うというふうに考えております。

○宮沢由佳君

私の周りの子育て中の母親、友人などに聞いたところ、ほとんどの方が肥育ホルモンについて知りませんでした。そこで、私が肥育ホルモンについてその安全性も併せて説明したところ、こんな感想が聞かれました。えっ、じゃ、知らない間に食べているってこと、それはおかしい、幾ら安全だからといって知らない間に食べさせられているというのは納得いかない、医薬品を使用しているのならそれを選択する権利があるでしょうなど、いろいろな意見がありました。これはごく普通の意見だと思います。つまり、知らないことによる不安、説明不足による混乱があるということです。

そこで、消費者担当大臣に質問いたします。輸入牛肉の中で肥育ホルモンが利用されている確率、割合を教えてください。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

御指摘の輸入牛肉の中で肥育ホルモンが利用されている確率についてでございますが、牛肉の輸入検疫を担当している厚生労働省においても、輸入時の届出事項としておらず、把握していないと承知しております。

○宮沢由佳君

スーパーで国産牛肉がたくさん並んでいるので輸入肉は少ないと思っている人が多いかもしれませんが、実際には、日本国内で消費されている牛肉の国産の割合は約40%、つまり60%が輸入。では、どこでその輸入肉が多く消費されているかといえば、それは外食、例えばレストランなど、そして中食、チュウショクとも言いますが、つまりコンビニ、スーパーのお総菜などと思われまます。

そこでお聞きします。外食、中食で肥育ホルモンが使用された肉を食べる確率はどれくらいでしょうか。消費者担当大臣にお伺いします。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

肥育ホルモンは、現在のところ、国内流通では輸入された肉にしか使用されておりませんが、輸入牛肉の中で肥育ホルモンが使用されている率が把握されていないことから、御指摘の外食、中食で肥育ホルモンが使用された肉を食べる確率も把握できないと承知しております。

○宮沢由佳君

済みませんでした、無理な質問をさせていただいたかもしれません。

実は、この質問をさせていただいたことには訳があるんです。聞いていただきたいと思ひます。

実は、私にはEUに住んでいる日本人の友人がいます。今、ネットで見えています。

仕事の関係で彼女は1年間に4、5回日本へ帰ってきます。先日、肥育ホルモンが話題となり、彼女が私にこう言いました。海外に出たときはある程度仕方がないと諦める人が多いかもしれない。でも、EUにいれば肥育ホルモンで育った肉は少なくとも食べませんから、つまり機会がありませんから。EUは肥育ホルモンを使用した肉を作ること輸入することも禁止されています。EUにいれば肥育ホルモンで育った肉は少なくとも食べませんから、つまり機会がありませんから、日本へ行ってそれを実は食しているという可能性があるのは嫌です。日本はオリンピックまでに食の安全性とその表示義務についても考え直す必要があるのではないのでしょうか。

彼女を含め、肥育ホルモンの使用も輸入も禁止されている国から日本へ来る多くの方々にどんな説明をされるのか、お伺いします。そもそも、なぜ日本は肥育ホルモンを使用した肉を輸入しているのか、厚生労働大臣にお伺いします。

○塩崎恭久厚生労働大臣

国内で使用されていないにもかかわらず海外で使用されている肥育ホルモンなど動物用の医薬品や農薬などにつきましては、食品中の残留基準を設定をいたしまして、その基準の範囲内で輸入を認めているわけでございます。

これは、我が国では、従来、残留基準が設定をされていなかった動物用医薬品などにつきまして、食品中の残留の程度にかかわらず、かつては輸入を認めておりましたけれども、平成18年に新たな制度を導入をいたしました。これは、いわゆるポジティブリスト化をするという、ポジティブリストに変わったわけでございまして、原則全ての動物用医薬品などに残留基準を設定をして規制を強化をしたことによるものでございます。これによって、国内ではニーズがなく使用されていない動物用医薬品や農薬などについても、海外で使用されている場合には科学的に安全と認められる残留基準を設定するとともに、これを超える輸入食品の流通を禁止をし、安全性を確保するという形を取っているわけでございます。

我が国では、肥育ホルモンが使用された牛肉について、科学的な根拠に基づいて、人の健康に悪影響を与えることのない量として国際的なリスク評価機関JECFAが定める1日当たり摂取許容量を下回る範囲内で肥育ホルモンの残留基準を設定をいたしまして、その基準を超える食品の輸入、販売を禁止をしているということから、食品の安全性は確保されているものと考えているところでございます。

○宮沢由佳君

では、なぜEUは肥育ホルモンの使用も輸入も禁止しているのでしょうか。厚生労働大臣にお伺いします。

○塩崎恭久厚生労働大臣

なぜEUが肥育ホルモンの使用も、あるいは肥育ホルモンを使った肉の輸入も禁止しているのかと、こういう御質問でございましたが、EUにおきましては、肥育ホル

モンについては、人への健康影響の有無について、現状では安全性を評価するためのデータなどが不十分であり評価を行うことができないという独自の主張で肥育ホルモンの使用及び肥育ホルモンを使用した肉の輸入を禁止しているというふうに承知をしております。

なお、EUの肥育ホルモンの輸入禁止措置は、過去に米国がWTOにEUを提訴をいたしました。その結果、科学的根拠に裏付けられた措置ではないとしましてEUは敗訴をいたしました。その結果、報復関税措置などを課せられたと承知をしているところでございます。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。

私が紹介しようと思ったことを言っていただきました。そして、課税が課せられた上で、EUはアメリカにホルモンフリーの牛肉を輸入するというので、アメリカからホルモンフリーの牛肉を輸入しています。つまり、アメリカは分けて、肥育ホルモンを使った肉と、そしてホルモンフリーの肉を相手国によって差別化して輸出しているわけですね。

では、次の質問です。我が国が一番多く牛肉を輸入している国、オーストラリアが牛肉を輸出している主な国を教えてください。

○山本有二農林水産大臣

2015年のオーストラリアの牛肉輸出量は世界一位、131万7千トンとなっております。輸出相手国は、第一位がアメリカでシェアは32%、二位が日本でシェアは21%、三位が韓国でシェアは14%、四位が中国、香港でシェアは12%、五位がEUでシェアは10%でございます。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。

では、日本が牛肉を輸入している二番目の国、アメリカが牛肉を輸出している主な国を教えてください。

○山本有二農林水産大臣

2015年のアメリカの牛肉輸出量は世界第四位で、71万4千トンでございます。主な輸出相手国は、第一位が日本でシェアは24%、二位がメキシコでシェアは16%、三位がカナダでシェアは14%、四位が韓国でシェアは同じく14%、五位が中国でシェアは同じく14%、EUにつきましてはシェアは2%でございます。

○宮沢由佳君

御丁寧にありがとうございます。

では、肥育ホルモンの使用を禁止している国、輸入を禁止している国を教えてください。

○塩崎恭久厚生労働大臣

まず、御指摘の肥育ホルモンの使用につきましては、現在把握している限りでは、EU各国、それから中国、ロシアにおいて使用が禁止されていると承知をしております。また、肥育ホルモンが使用された牛肉の輸入については、現在把握している限りでは、EU各国、中国において輸入が禁止されているものと承知をしております。ロシアにつきましては不明でございます。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。

では、資料の3を御覧ください。

我が国が牛肉を多く輸入しているアメリカもオーストラリアも、肥育ホルモンを禁止しているEUや中国にはそれにきちんと対応して肥育ホルモンを使用していないホルモンプリーの牛肉を生産して輸出しています。ロシアも肥育ホルモンの使用を禁止しています。アメリカとブラジルの業者は生産ラインを国内向けとロシア向けに分けることでロシアの輸出を許可されています。

日本もきっぱりとホルモンプリーの牛肉を輸出するようにアメリカやオーストラリアに対して強い姿勢で要求するべきじゃないでしょうか。日本がホルモンプリーの肉を要求することはそういった生産を伸ばすことになります。また、日本国内の輸入肉は不安だというイメージを払拭することになるのではないのでしょうか。

次の質問です。海外から日本への観光客数と、そのうち肥育ホルモンを禁止しているEU、中国、ロシアからの観光客数を教えてください。

○瓦林康人観光庁審議官

お答え申し上げます。

EU加盟国からの訪日旅行者数の合計は、2015年で111万人となっております。中国からの訪日旅行者数、2015年で499万人でございます。ロシアからは2015年で5万人となっております。これらの国・地域、合計いたしますと、2015年で616万人となっております。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。

私の手元にある安倍内閣3年間の成果という、新たな数値目標という中で、訪日外国人の旅行者数、2020年4千万人目標というふうにも掲げられています。

先ほど、私の友人のように肥育ホルモンの使用も輸入も認められていない国から日本へ来てくださる方々が、日本へ来ることで肥育ホルモン使用の肉を口にする可能性

があるというのは、最初に述べた日本食は安心だというイメージを壊すことになるのではないのでしょうか。オリンピックでも、これから海外から多くの観光客が来日します。食の安全の見地から、その表示をしっかりと行うべきじゃないのでしょうか。消費者担当大臣、TPP担当大臣、御意見をお聞かせ願います。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

我が国においては、大きく二つの考え方があります。一つは、厚労大臣から御説明があったように、日本で販売、流通をされている食品に関しては安全性が確保、担保されているということが一つと、もう一つは、例えば表示について言えば、どのようにそれを証明するかということについて、その罰則が付いてのいろいろ制度がつくられているという一面もあります。

また、肉につきましては、ホルモンそのものが十分な日数で代謝されて体外に出してしまうということなどから、これは測ることができないということで、そのホルモンを使った、あるいは使っていないということがいずれも証明できないというような流れになっているところでありまして、それで、そのために、我が国の国内流通をしている食品、また海外から入ってきている牛肉につきましてもその安全性は十分担保されているという流れの中から進んでおります。

また、御心配をされている御友人の皆さんが海外から来られて、ホルモンの入っていないものが食したいというような御要望に対しては、ホルモンフリーということに対しての対応というのは、肥育ホルモンを使用した輸入牛肉を避けたいという消費者のニーズを踏まえて、肥育ホルモン使用をしていないという表示を行うことは現行の仕組みにおいても企業の任意で取り組めるものでありまして、したがって、肥育ホルモンの使用の有無について企業が情報を得ていれば積極的に表示がなされるものと考えているところでございます。

○石原伸晃TPP担当大臣

TPPの下でも食の安全ということは全く同じでございますので、委員のような御懸念に応えられるようにしっかりと、松本大臣を中心に、この科学的な問題を解明して応えられるようにしていくことが肝要であると考えております。

○宮沢由佳君

消費者の間では、肥育ホルモンなどを使用せずに育てたオーガニックな食肉へのニーズも高まっています。その動きに応じて、アメリカ農務省からオーガニックの認証を得た小規模な農場も3千から1万3千に達したという情報もあります。また、アメリカではオーガニックスーパーが非常に伸びています。日本でも同じです。日本のあるこだわり商品を置いているスーパーマーケットは、ここ10年間に店舗数が三倍になりました。生産から販売までの独自の安全基準を設定しています。それだけ国民が安心、安全なものを求めているということです。

しかし、オーガニック商品は決して安くはありません。誰もが購入できる価格ではありませんので、富裕層だけがオーガニック食品を手に入れることができ、生活に余裕がない人が購入できないのは、そこに格差が生じてしまうと思います。食の格差ができる、また安心、安全の格差ができるということはとても不安になります。

TPP発効は、今だけ、金だけということでは困るんですね。子供たちの未来への約束がなければならないと思うんです。10年後、20年後、今の赤ちゃんたちが大人になるときに日本の食の安全と安心を残す、そのことが私たち大人の義務だと思います。何を残して何を残さないのか、子供たちへの未来のビジョンを示す必要があります。

TPPにはISDS条項があり、食品の表示に関しても、その表示が障壁だということになれば表示そのものができなくなる可能性があります。アメリカでは、牛肉の国産表示が貿易障壁に当たるとして原産国表示が禁止されてしまいました。TPPは生きている協定とも言われているように、その発効当時よりも企業に有利に働くように変化していく仕掛けがあります。それならば、せめて発効前に、日本の消費者の利益が尊重される最大限の努力を今すぐにやるべきではないでしょうか。

消費者担当大臣、TPP担当大臣、御所見をお願いいたします。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

消費者の食に対する不安というものを取り去っていくというのは大変大きな仕事でありまして、懸命にそれには取り組んでまいりたいと思います。

何よりも、この国内で今流通している食品については間違いなく安全であると、また安全なものでなければ流通していないという今実態にあります。また、WTOなどでその基準が決められておりますが、これがTPPによって変化させられるというものではないと承知をしております。

○石原伸晃TPP担当大臣

いずれにいたしましても、委員からの御指摘のとおり、海外からのお客様に対しても日本における食の安全と安心というものを確保すべきという点においては委員と全く同じ考えでございます。消費者庁の松本大臣の総合調整の下で関係府省が連携して国民の食の安全に万全を期していかなくてはならないというふうに考えております。

○宮沢由佳君

世界の多くの国が禁止している肥育ホルモン使用の肉をやすやすと受け入れている今の現状を皆さんはどう思うでしょうか。

ホルモンフリーの肉や、さらに高品質のものを輸入するんだという強い姿勢を取ることはできないのでしょうか。農水大臣にお伺いします。

○山本有二農林水産大臣

食の安全を確保することは、まずは食品の安全担当である厚労大臣のお考えでございます。また、禁止農薬を使っておる場合は、我が国で植物防疫、動物防疫でこれを阻止する水際作戦がございます。そのような意味におきまして、我が国の食あるいは農産物の安全、多方面から、いろんな角度から考えていく必要があります。

その意味において、先生御指摘のホルモンフリー、やがては日本の食の選択、国民の食を選択するその考え方の下に、そういう輸出、輸入というような考え方の下に規制をするということも私はあり得る話ではないかなというように考えております。

○宮沢由佳君

ありがとうございます。規制をしていただけるという可能性を感じました。大変うれしいことでございます。

資料の3をもう一度御覧ください。

この資料の3、オーストラリアやアメリカが肥育ホルモンを使っていないホルモンフリーの牛肉をEUにも中国にも輸出しているという現実、ここに日本を入れていただきたい、これを強く要求します。

そして、そのオーストラリアから中国へ輸出しているホルモンフリー牛肉の下にブランド牛肉というふうに書いてございますが、キロ2万円のブランド牛肉を今中国の方々が競って購入されているというふうには資料にありました。こういったものを日本でもどどん力を入れて生産し、そしてその肉を輸出していく、こういったことは先ほど大臣の御説明にも、しっかりと力を入れてやっていくというふうに言っていただきました。私自身、消費者の一人でありますから、やはりきちんと目で見て、そして選ぶ選択の自由をいただきたいというふうに思います。

最後に、もう一つ質問をさせていただきたいと思っております。

私は、このEUの友達、この人だけではなくて、たくさんの禁止国に友達があります。その禁止国の友達が日本へやってきたときに、できれば肥育ホルモンを使用した肉を食べたくないといったときに、大臣はどんなふうにお友達に説明なさいますか。農水大臣と消費者担当大臣、お願いいたします。

○山本有二農林水産大臣

我が国の食の安全は、まず厚労省でしっかりと精査をしております。その意味において安全ということでございますが、やはり食物というのは個人個人の嗜好や食味や、そのほかいろんな価値観がございます。

そういうような考え方の下に、我が国におけるそういう選択がEUと違っているというように説明をし、かつまた、これが世界的基準になるのか、あるいは肥育ホルモンが全く身体に無害で何の科学的な根拠もなかったのかというようなことを解明しつつ、そして、それが今この現状ではまだ判明していないというような説明以上は私の方ではできかねるわけでございますが、何らか、日本に滞在していただいて安心し

ていただきたいという願いは同じでございます。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

今お話にありましたように、友人が訪ねてきて肉を食べたいという話になったときに、我が国はいずれも安全である、いずれを選択しても大丈夫だという考え方でごちそうさせたいと思います。

○宮沢由佳君

今私が聞いた質問は、肥育ホルモン禁止国から友達が来た場合を聞いています。私の友人も現に、知らない間に食べているのは嫌だというふうに言っています。ですから、そういった友達に対してアドバイスをお願いいたします。

○松本純内閣府特命担当（消費者・食品安全）大臣

基本的な、いずれも安全という前提ではありますが、消費者の求めに応じて肥育ホルモンを使用した牛肉を避けて、そして肥育ホルモンを使用していないものを食したいということであれば、現行の仕組みの中でも、企業の任意でございますが、肥育ホルモンの使用の有無について企業が情報を得ていれば積極的にホルモンフリーの表示というものができるという状況にありますので、そういったものを選んであげることができるといえることになるとと思います。

○宮沢由佳君

高級な国産牛を食べられる人ばかりではないということ、それから、海外から日本に来る方は、多くのバックパッカーと呼ばれる方々がいます。旅費をなるべく節約して、そして安価な宿泊所に泊まって、そして日本人の一般が食べているものを一緒に食べたいという方がいっぱいいます。そういう方々にしっかりと私は安全を保障できるように肥育ホルモンの使われていない肉を輸入していただきたいと思います。

私は、海外から来てくださる方々に、日本で食べるものは世界で禁止されているものは一つも入っていないという国にしたいと思います。日本は治安もいいし食も安全だと世界から言われるような基準、表示をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。